

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の

文化交流の協力に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会(以下「双方」という。)は、文化面での交流が日台の間の相互理解を深める上で重要な役割を果たしていることを認識し、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項(13)に関連し、次の事項について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

1. 双方は、日台間の相互理解と友好親善を増進させるため、芸術文化交流、人材交流、文化財保存等を始めとする文化事業における相互協力を強化するよう努める。
2. 上記の目的を達成するため、公益財団法人日本台湾交流協会は台北事務所日本文化センターを、また台湾日本関係協会は駐日台北経済文化代表事務所台湾文化センターを、それぞれの文化発信の拠点とし、両センターを中心として文化交流事業を積極的に実施する。
3. 双方は、日台文化交流に関する情報を積極的に共有し、必要に応じて広報等の相互協力を行う。
4. 双方は、日本と台湾の文化・芸術機関及び団体が日台間の文化交流において果たしている積極的な役割を歓迎し、可能な範囲で支援を行う。
5. 本覚書に基づく交流・協力は、署名の日から開始することとし、いずれか一方が相手方に対し、90日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。また、本覚書の修正については、双方が書面により協議してこれを定めることとする。
6. 本覚書に定めのない事項、及び本覚書の事項に疑義を有する場合は双方の協議による。

本覚書は、日本語及び中国語により各2部が作成され、2017年11月22日、東京において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会代表



(大橋光夫 会長)

台湾日本関係協会代表



(邱 義仁 会長)